

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況(平成28年度)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第6項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

■女性職員の活躍の推進に向けた数値目標の状況

目標1

男性職員の子の看護休暇取得率を50%以上にするを指します。

平成28年度 子の看護休暇取得状況

区分	取得率
男性	15.2 %
女性	25.2
計	16.3

目標2

年次有給休暇の取得率(当該年度付与日数20日に対する取得率)を70%以上にするを指します。

平成28年度 年次有給休暇取得状況

区分	取得率
男性	63.2 %
女性	78.1
計	65.4